

都城市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

都 城 市

ごあいさつ

本市は、平成18年1月1日に1市4町が合併し、新たな都城市としてスタートを切りました。面積は653.36㎢と県内で2番目の広さとなっています。この広大な市域の中に、合併以前より学校や公営住宅、文化ホールや地区公民館、体育館などのいわゆる「ハコモノ」と呼ばれる施設、並びに道路や上下水道などのいわゆる「インフラ」と呼ばれる施設の整備を進め、多様化する市民ニーズに応えながら、市民生活における利便性の向上に努めてきました。



現在、これらの施設の多くが老朽化しており、順次、改修や建替えの時期を迎えますが、厳しい財政状況が続く中、将来的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。また、人口減少や少子高齢化の進行による利用需要の変化、大震災を契機とした災害への備えなどの市民ニーズや社会状況の変化にも対応していかなければなりません。

本当に必要な施設を、安全安心でかつ快適な状態で次世代に残すために、公共施設の在り方について、今一度検討し直していく必要があります。

そこで、本市では、平成28年3月に策定しました「都城市公共施設マネジメント基本方針」を基に、公共施設の質的・量的な適正化と安全・安心の確保を図り、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化を実現することを目的に、『都城市公共施設等総合管理計画』を策定しました。

今後は本計画を基に、施設類型ごとにより具体的に計画を進め、持続的に公共サービスが提供できるよう対策に取り組んでいきますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

平成29年3月

都城市長 池田 官永

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
1-3 対象施設	3
1-4 計画期間	3
第2章 都城市の現況と課題	4
2-1 社会状況	4
2-1-1 都城市の概況	4
2-1-2 人口の推移・将来目標・将来予測	5
2-2 財政状況	6
2-2-1 歳入の推移	6
2-2-2 歳出の推移	7
2-3 公共施設等の保有状況	8
2-3-1 建築物系施設	8
2-3-2 インフラ系施設	11
2-4 将来更新費用の推計	15
2-4-1 建築物系施設	15
2-4-2 インフラ系施設	16
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	25
3-1 公共施設等の管理に関する全体方針	25
3-2 建築物系施設	26
3-2-1 建築物系施設の管理に関する基本方針	26
3-2-2 具体的な手法	29
3-2-3 類型別方針.....	36
3-3 インフラ系施設	86
3-3-1 インフラ系施設の管理に関する基本方針	86
3-3-2 類型別方針.....	86
3-4 フォローアップの実施方針.....	89
第4章 推進体制	90
4-1 推進体制の構築	90
4-2 市民との協働	91
4-3 情報管理・共有化の必要性	92

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景・目的

高度経済成長期の急激な人口増加や社会構造の変化に対応するため、昭和40年代から50年代にかけて全国で公共施設が盛んに建設されました。都城市においても、同時期に多くの公共施設が整備され、市民生活の基盤や地域コミュニティの拠点等としての役割を果たしています。

現在、これらの多くが完成後30年以上経過して大規模な改修や建替えを迫られている中で、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しています。本格的な人口減少社会の到来による市民ニーズの変化や厳しい財政状況、公共施設の老朽化の進行と更新時期の集中、東日本大震災を契機とした防災・減災への強い要請等、様々な課題に対応していかなければなりません。

このような社会環境の変化に対応するためには、公共施設の現状と課題についての調査・分析を行いながら、その結果を踏まえた必要な見直しを図り、効率的・効果的な運営、維持管理（日常的な修繕を含む）、更新（大規模改修・建替え）等を実施することが必要です。

また、国においても、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを重要な課題と捉えており、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を進めることとしました。平成26年4月には、総務省から地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請が出されました。

本計画は、これらの背景を踏まえて、公共施設を「資産」として捉え、今後の運営、維持管理、更新等に総合的かつ経営的な視点を持って取り組んでいく「公共施設マネジメント」を推進することで、公共施設の質的・量的な適正化と安全・安心の確保を図りつつ、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化を実現することを目的に策定するものです。

「都城市公共施設マネジメント」とは

本市が保有する公共施設・公用施設を「資産」として捉え、現状や課題の把握、維持管理・更新等の在り方について、総合的かつ経営的な管理運営を目指す取組のことであります。

【本計画を御覧いただくに当たっての注意点】

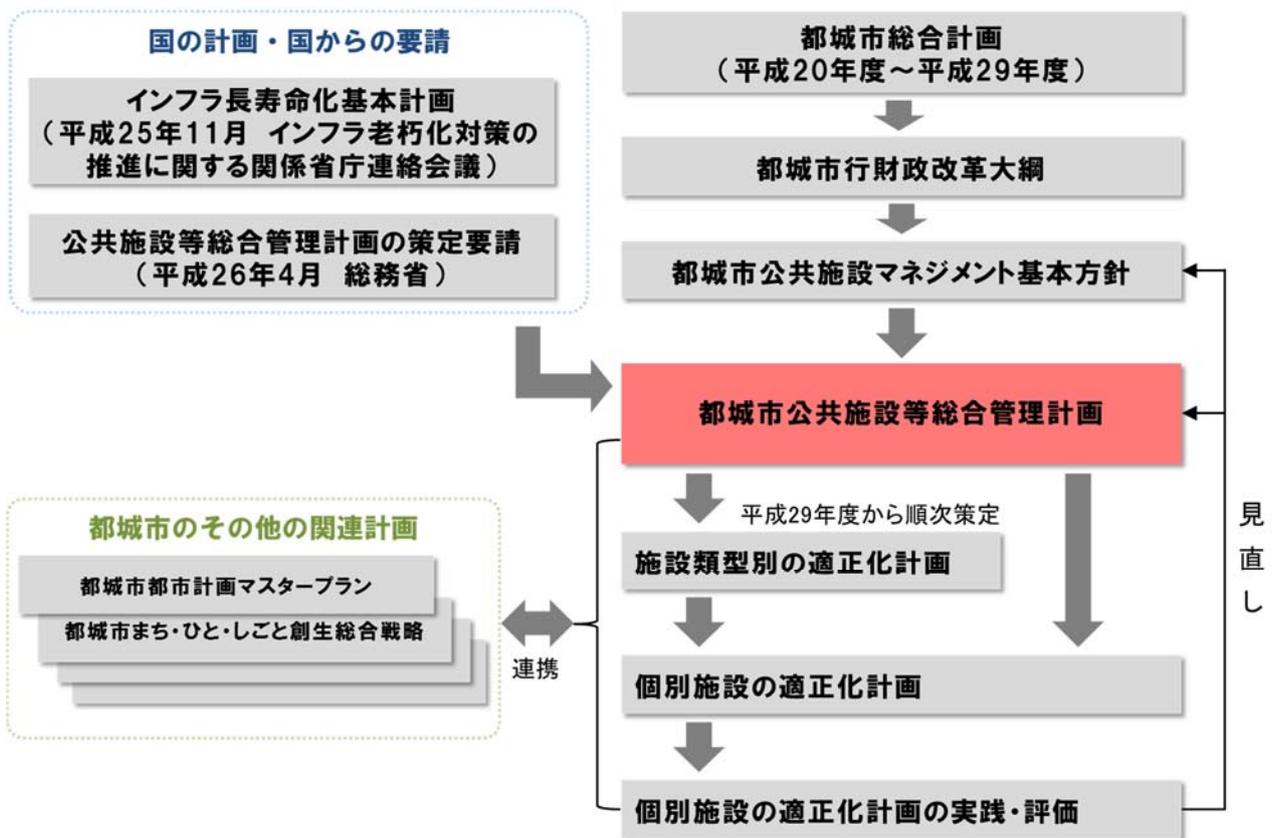
- ・公共施設の現状については、平成27年度末時点の値を用いています。
- ・本計画に掲載してある数値は、表示単位未満を四捨五入して掲載しています。そのため表示数値の合計は合計値と一致しない場合があります。

1-2 都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ

都城市公共施設等総合管理計画は、都城市総合計画及び都城市行財政改革大綱の中に位置づけられるものとして策定します。また、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものとして位置づけます。

平成29年度以降は順次、施設類型別の適正化計画や個別施設の適正化計画を策定していきます。これらの計画の策定・実践に当たっては、「都城市都市計画マスタープラン」や「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画との連携を図っていきます。

また、これらの計画を実践した際には、適切な評価を行い、都城市公共施設マネジメント基本方針や都城市公共施設等総合管理計画の見直しを行っていきます。



都城市公共施設等総合管理計画の位置づけ

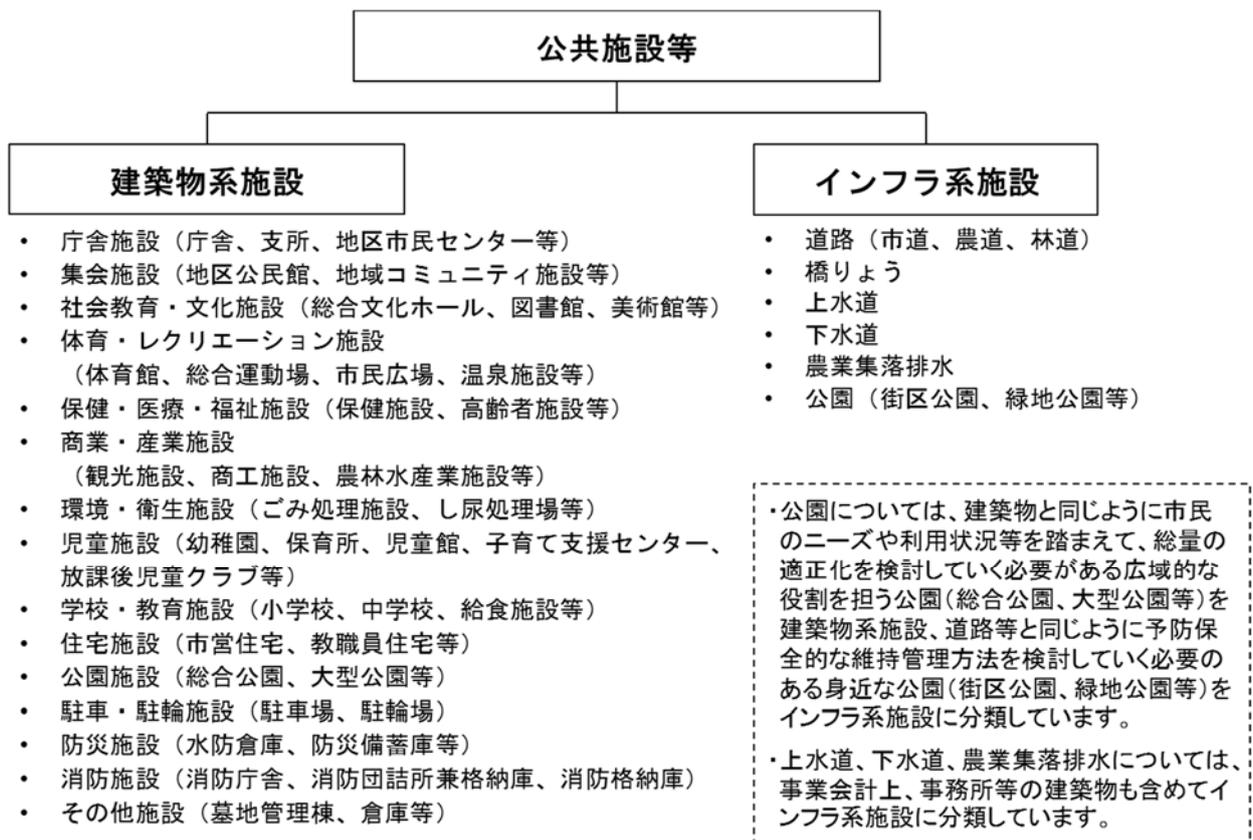
1-3 対象施設

公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である」とされています。（総務省策定要請より）

この概念を踏まえ、本計画では公共施設等を「建築物系施設」「インフラ系施設」に区分し整理します。

建築物系施設については、庁舎施設、集会施設、社会教育・文化施設、体育・レクリエーション施設、保健・医療・福祉施設、商業・産業施設、環境・衛生施設、児童施設、学校・教育施設、住宅施設、公園施設（総合公園等）、駐車・駐輪施設、防災施設、消防施設、その他施設の15類型を対象とします。

一方で、インフラ系施設については、道路（市道、農道、林道）、橋りょう、上水道、下水道、農業集落排水、公園を対象とします。



建築物系施設とインフラ系施設の分類

1-4 計画期間

公共施設等のマネジメントにおいては長期的視点での取組が必要であることから、計画期間は平成29年度(2017年度)から平成58年度(2046年度)までの30年間とします。

ただし、計画期間内であっても、都城市総合計画との整合を図るために、同計画の見直し時期に併せて見直しを行います。また、社会情勢の変化等、見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。